

○市立四日市病院条件付一般競争入札実施要綱

平成21年11月25日

病院告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、市立四日市病院が発注する建設工事及び建設工事に関する測量調査設計業務に係る条件付一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図るとともに適正な契約の履行に資することを目的とする。

(準用)

第2条 市立四日市病院が発注する建設工事及び建設工事に関する測量調査設計業務に係る条件付一般競争入札の実施については、別に定めるもののほか、四日市市条件付一般競争入札実施要綱(平成9年4月28日四日市市制定)の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月25日から施行する。